

平安貴族女性の裳唐衣衣装

Mo Karaginu costume of the Heian aristocracy lady

山崎 萌子

Moeko Yamazaki

大妻女子大学大学院 人間文化研究科 言語文化学専攻 修士課程

キーワード : 女性装束, 禁色, 織物, 綾, 紋

Key words : costume for woman, restrictions on the use of colors, fabric, twill, design

1. 研究の目的

平安貴族社会における女性たちの美の象徴として用いられたもののひとつに、裳唐衣装束がある。藤原道長が栄華を極めた世で中宮に仕えた紫式部の『紫式部日記』(以下、『日記』とする)には、多くの女房による華々しい衣装の様子が、女性ならではの目線で色鮮やかに記録されている。

儀式や行事によって、さまざまに意匠を凝らした裳唐衣装束には、身分によって着用してはいけない禁色という制度があった。唐衣では、青色と赤色の「織物」がそれにあたる。また禁色は、「色聴されたる」(注1)とされる上臈女房のみ聴される場合があった。

本研究では、裳唐衣装束のうち、唐衣に限定し、『日記』の寛弘五年十月十六日の土御門行幸で、禁色着用の「色聴されたる」女房に対して、そうではない女房が「綾聴されぬ」(注2)と表現される部分に着目した。本来ならば禁色とされる青色の唐衣を、当該場面では「綾ゆるされぬ」女房が「無紋の青色」(注3)を着用しているためである。

同一場面であるにもかかわらず、「色聴されたる」「綾聴されぬ」とされた「色」と「綾」の相違、及びこの場合の聴し色を検討した。

2. 研究の方法と内容

まず、唐衣の禁色で、広く知られる定義、「平安中期の和様になった女性の装束であり、赤色と青色の織物の唐衣が禁色とされた」(注4)「中臈以下の女房の使用が禁じられていた」(注5)を確認した。

次に、『日記』で同義のように使用されている「色」と「綾」について、注釈書の解説を確認し、その違いを整理した。

『日記』の問題とした部分には、「綾聴されぬ」上臈ではない女房が一部禁色(青色ではあるが無紋)と思われる唐衣を着用している。そこで、禁色には段階がある可能性を視野に入れ、その相互性を検討した。具体的には、「色聴さる」と「聴されぬ」のどちらかに考えられていた女房階級の間、「綾聴されぬ」が存在する可能性がある、もしくは、赤色青色または織物どちらかの着用ができるという可能性を考えている。

また、「無紋」の「紋」は何を指すのかを解明するために、綾織物(現代では一般に、斜紋織りの無地の生地とする)は、『日記』では有紋であるか無紋であるかを検討した。これにより、複雑な禁色制度の整理を試みた。

さらに、「織物」や「綾」等の解釈にズレがあり、その指し示す実態が異なるのではないかと考えた。

文献のみでは、裳唐衣装束の実態に迫るのは容易ではない。そこで、2016年12月末、本学所蔵の裳唐衣装束一具を用いて、被服学科の阿部栄子先生に着装会を執り行っていただいた。生地の色や光沢の出具合はもちろん、衣装の重さや着用時の体温上昇など、さまざまな情報が収集できた。

3. 『日記』の詳細な衣装描写について

紫式部は、なぜこんなにも詳細な衣装描写を心がけたのか。

平絹と斜紋織は、その織り方によって生地に違いが生じる。ただ、それは光沢の多少の差でしかなく、遠くから見分けることは至難の業であったのではないだろうか。しかし、主人の素晴らしさを周囲にアピールするのも、衣装の役割であることを理解していたに違いない。そのため、このような鮮やかな色使いを表現する描写になったので

あろう。

もし、この著者が男性であったならば、ここまでの、正確かつ女性同士を比べるような記述の仕方はしなかったのではないだろうか。

4. まとめと今後の課題

織り方に関する語句一つをとっても、さまざまな解釈の可能性が存在する。文化的要素、文学的要素、被服的要素といった多方面からの推測や考察が必要であるため、文献の解釈だけでは、明瞭化は難しいということが分かった。

禁色という制度が、時と場合によってその度合いに差異があった可能性がある。また、織物は、視覚的にも非常に繊細で微妙な色合いになり、同じものでも時代によってその名称が変遷する。そのため、書き手がその織物をどのように認識し、記述したかで、表現の仕方が異なる可能性もある。

また、「織物」と「綾」の解釈のズレの問題について、『日記』で「織物」としているものは、現代では「二陪織物（斜紋の地に浮文様）」とされ、また「綾」としているものは、現代では「織物（二陪織物の地模様）」と「綾織物（斜紋織）」と認識されているといった結論に至った。

以上のことだけでは、禁色問題の正解を見出すことは困難ではある。実際に『日記』の中で「綾聴されぬ」女房が青色の無紋の唐衣を着用していることから、少なくとも晴れの場においては、その制度に段階があった可能性が非常に高い。しかし、『無文の織物』といえは斜文組織で織文様のない薄い絹地（注6）と解釈されることがある。問題個所は「無紋の青色」であり、織物の語が入らないことから、通常、褻の場面では、現代における斜紋織りがゆるされていなかったと考えられる。よって、「無紋」は斜紋織りではなく平絹であった可能性が高く、「無紋の青色」は言い換えると「平絹の青色」の唐衣であることが分かる。

今後、これまでの唐衣の解釈に、裳の禁色を併せて考えていくことで、より複雑な禁色の問題が現れることになるだろうと予想される。いかに早

く裳と唐衣という新たな相互性を整理できるかが、最初の課題である。裳を含めて禁色の全体像を把握すると同時に、より複雑なルールを理解することで、まずは『日記』の禁色制度の明瞭化を試みる。そして、『日記』を中心にした見解を、他の記録に応用したり比較したりすることで、衣装研究における全体的な禁色制度を明らかにすることが最終目標である。非常に複雑な問題であり、一義的にまとめることが難しいという可能性も大きいと考えている。

以上の点を踏まえて、禁色制度の明瞭化にむけて、今後努力したいと考えている。

注

(1) (2) (3) はすべて「紫式部日記」（『日本文学大系』岩波書店、一九八九年）本文の引用である。ただし、表記を一部変えている。

(4) 中嶋朋恵「10 服飾・容飾」（小町谷照彦・倉田実『王朝文学文化大事典』（笠間書院、二〇一一年）

(5) 坂本敬三「禁色」（『国史大辞典』吉川弘文館）

(6) あかね会「無文・無紋」（『平安朝服飾百科辞典』講談社、一九七五年）

主要参考文献

- [1] 池田亀鑑「考証」（『紫式部日記』、一九六一年）至文堂
- [2] 『日本古典文学全集 18』（小学館、一九七一年）
- [3] 萩谷朴『紫式部日記全注釈』（角川書店、一九七三年）
- [4] 『紫式部日記古注釈大成』（日本図書センター、一九七九年）
- [5] 宮崎荘平『紫式部日記（上）』（講談社、二〇〇二年）
- [6] 鳥居本幸代『平安朝のファッション文化』（春秋社、二〇〇三年）
- [7] 畠山大二郎『平安の文学と装束』（新典社、二〇一六年）